

イタリアの防災と復興の断片から

専修大学 ネットワーク情報学部 教授 佐藤 慶一
さとう けいいち

1. プロテチオーネ・シビーレ (protezione civile: 市民社会保障) との出会い⁽¹⁾

2024年に刊行した『災害対応と近現代史の交錯』の終盤で、2019年にローマにある国家市民社会保障局や、被災地や仮設住宅を訪ねた機会のことを書き添えた。ヒアリングした国家市民社会保障局閣僚会議議長 Giuseppe Coduto 氏は、プロテチオーネ・シビーレについて、「市民生活や地域社会、歴史的建造物やまちの雰囲気までを含めた地域文化を保障する」という基本的理念であり、防災や災害対応はそのための手段であると説明された。それから、2016年イタリア中部地震被災地を共に訪ね、被災した伝統的な市街地を復元するための文化財調査が行われており、復元までには長い時間がかかることを聞き、日本の1.5倍くらいの人間的なスケールの仮設住宅のみならず、スーパーやカフェ、青果店や郷土食品店、エステや美容院などが入る仮設商業施設を案内してくれた(例: 図1及び表1)。日本でも災害後に仮設商店街が整備されるが、イタリアの非常に充実した生活関連施設の整備を目の当たりにして、生命を守るだけではない、人間生活や地域社会を大切にする文化の違いを感じた。

日本の粗末な災害食とイタリアのキッチンカーによる温かい食事、日本の体育館などでの雑魚寝とイタリアのテント・簡易ベッドでの避難、住宅や集会所が中心の日本の仮設住宅と、仮設住宅のみならず仮設のレストランやカフェ、スーパーや

本屋さん、教会などを提供するイタリア、改造型の復興が色濃い日本と、復元・再生型の復興という印象をまとうイタリアといった違いに関心を持ち、2024年度から現地調査や資料収集を重ねている。

2. プロテチオーネ・シビーレの歴史⁽²⁾

プロテチオーネ・シビーレの歴史についてホームページに詳細が記載してある。「1861年5月イタリア統一: 最初の法律」から「2020年1月新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) のパンデミック」まで、併せて32のイベントと簡便な説明が掲載されており、さらにそれぞれのイベントについての詳細な説明や参考資料等が記載された個別ページがある。イベントは一部抜粋して表2、3に示した。以下に、プロテチオーネ・シビーレに直接関連する記述を抜粋、要約していく。

1908年12月、マグニチュード7.1の大地震がシチリア島東部とカラブリア南部を襲い、イタリア史上最も壊滅的な惨事の1つとなった。メッシーナとレッジョカラブリアの都市はほぼ破壊し、約6000平方キロメートルの地域に甚大な被害をもたらされた。大津波が海峡兩岸を襲い、地震被害がさらに悪化した。犠牲者の数は約8万人に上った。地震が経済と人口動態に与えた影響は何年も続き、一時的な人口減少が起こり、その後、復興のための労働力の需要によって移住者が流入した。被害は主に、基礎地盤の耐久性と建築品質に



図1 仮設ショッピングセンターIL CORSO（アマトリーチェ）の様子

表1 仮設ショッピングセンターIL CORSO（アマトリーチェ）の店舗一覧

1階			2階		
区画番号	業種（日本語）	店名（イタリア語）	区画番号	業種（日本語）	店名（イタリア語）
1	スーパーマーケット	TIGRE	21	自動車教習所	AUTOSCUOLA - Agnola
2	パン屋	FORNO - Marini	22	エネルギー関連	ENERGIA - Tagas
3	雑貨	OGGETTISTICA - Valeri	23	心理相談	STUDIO - Psicologia Center
4	青果店	FRUTTA E VERDURA - Di Cosmo	24	技術士事務所	STUDIO TECNICO - Bucci
5	衣料・靴	ABBIGLIAMENTO E SCARPE	25	パール（カフェ）	BAR - Tazza D' Oro
6	給排水・暖房設備	TERMOIDRAULICA	26	税理士	COMMERCIALISTA - Rendina
7	香水・化粧品	PROFUMERIA - Riflessi	27	歯科	STUDIO DENTISTICO
8	衣料	ABBIGLIAMENTO - Si Moda	28	空き区画	未入居
9	家電	ELETTRODOMESTICI - D' Angelo	29	保険	ASSICURAZIONE - Vittoria
10	郷土食品	PRODOTTI TIPICI	30	たばこ・宝くじ	TABACCHERIA - Antica Torre
11	衣料	ABBIGLIAMENTO - Fredda & Fabio	31	パール（カフェ）	BAR - Central Park
12	クリーニング	LAVANDERIA - Presto e Bene	32	ゲームセンター	SALA GIOCHI - Full 80
13	宝飾店	GIOIELLERIA - Bacciapupo	33	歯科	STUDIO DENTISTICO
14	コピー・印刷	COPISTERIA - Gdm Servizi	34	法律事務所	STUDIO LEGALE - Bizzoni
15	ワイン・食品	CANTINA - Nibi	35	理容室	BARBIERE - L' Accademia
16	眼鏡店	CENTRO OTTICO - Rizzo	36	軽食	PIADINERIA - Del Genio
17	精肉店	MACELLERIA - Amadio	37	会計事務所	STUDIO COMMERCIALE
18	パン屋	PANIFICIO - Puglia	38	鮮魚店	PESCHERIA - Assenti Guido
19	園芸・苗木	VIVAIO - Agrinova	39	銀行	UBI BANCA
20	葬儀社	AGENZIA FUNEBRE	40	エステ	ESTETICA - Arianna
			41	不動産	IMMOBILIARE - Leonetti
			42	パール（カフェ）	BAR - Settebello
			43	薬局	FARMACIA - Mauro
			44	美容院	PARRUCCHIERE
			45	保険	ASSICURAZIONE - Annibali

表2 プロテチオーネ・シビーレの歴史 (1861~1991) 抜粋

年	イベント名	日本語翻訳 (文中記載)
1861	United Italy: the first laws	イタリア統一: 最初の法律
1908	The earthquake and tsunami in Messina and Reggio Calabria	メッシーナ地震 (a)
1915	The Marsica earthquake	アベッツァーノ地震
1919	The evolution of rescue legislation	救助関連法の進化 (b)
1951	The Polesine flood	ポレージネの洪水
1963	The Vajont landslide	ヴァジョント土砂崩れ
1966	The flood of Florence	フィレンツェの洪水
1968	The Belice earthquake	ベリーチェ地震
1970	The first law on civil protection interventions	市民保護に関する最初の法律 (c)
1976	The Friuli earthquake	フリウリ地震
1980	The Irpinia earthquake	イルピニア地震
1982	The institution of the Department of Civil Protection	市民保護局の設立 (d)

よって引き起こされた。メッシーナ地震をきっかけに、政府は耐震等級を導入し、特定の建築規制を実施することで地震の影響を軽減するようになった。(a)

1919年9月の王令第1915号法律により、初めて地震救援の規制枠組みが確立され、公共事業省が責任を負う機関として指定された。1925年4月の法律第473号では、公共事業大臣とその実務部門である土木部が、医療救援の担当として定められた。1926年12月の勅令第2389号は、1928年3月の法律第833号に改正され、救援組織のさらなる定義が加えられ、公共事業大臣の責任、および消防隊、国有鉄道、赤十字などの機関や組織の責任が確認された。救援は「地震災害」だけに限定されず、「他の種類の」災害にも拡大された。(b)

1970年12月法律第996号「災害被災住民の救助および支援に関する規則」で、イタリアの法制度において初めて「市民保護 (protezione civile)」という概念が定義され、緊急事態発生時に行う住民の救助と支援、および国、州、地域および公共団体を調整することを目的とした活動とされた。災害対応に関するすべての管理と調整は、公共事業省から内務省に移管された。さまざまな省庁の活動を調整するために、新たな省庁間委員会が設置された。また、この法律では、災害現場での救助活動を指揮・調整する緊急事態委員の任命についても規定された。さらに、ボランティアの活動も初めて認められ、内務省は国家消防救助局を通じて、自発的に申し出た市民の教育、訓練、装備を担当することになった。(c)

表3 プロテチオーネ・シビーレの歴史（1992～2020）抜粋

年	イベント名	日本語翻訳[補足]（文中記載）
1992	The birth of the National Civil Protection Service	国家市民社会保障サービスの誕生（e）
1998	Civil protection and subsidiarity	市民社会保障の再定義[補完性原理]
1999	The birth of the Civil Protection Agency	市民社会保障庁の誕生[内務省への移管]
2001	Major events and emergencies abroad	海外での大事件や緊急事態[閣僚評議会議長府内に市民社会保障局が復活]
2009	The Abruzzo earthquake	ラクイラ地震
2012	The Costa Concordia shipwreck	コスタ・コンコルディア号の沈没
2012	The earthquake in Northern Italy	イタリア北部地震
2012	The National Service reform	国家市民社会保障サービスの改革
2016	The earthquake in Central Italy	イタリア中部地震
2018	The Civil Protection Code	市民社会保障法[多中心の国家サービスモデル]
2020	The Covid-19 pandemic	新型コロナウイルス感染症のパンデミック

1982年の法律第938号により、市民保護調整相の役職が正式に制定された。この法律の目的は、緊急事態への介入を担当する「常任委員」のような役職を設けることだった。市民保護調整相は、内閣府内に設置された市民保護局を担当するものとされた。他の省庁と同格の官僚機構を持つ特別な省庁を設置するのではなく、合理化された超省庁的機関を創設し、国内のあらゆる力を調整することが決定された。(d)

1992年2月、法律第225号の承認により、市民保護は、「自然災害、大惨事、その他の災害による被害や被害の脅威から、生命、財産、居住地、環境の保全を保護する」ことを任務とする国家サービスとなった。本稿では以降のプロテチオーネ・シビーレを市民社会保障と訳す。国家行政、地域、

州、市町村、その他の地方自治体、公共団体、科学界、ボランティア、専門職団体、大学、および国内のその他の機関が関与する調整された能力システムとなった。法律第225号は、中央集権から地方分権への大きな転換点となった。この法律により、特に予測と予防の面において、州、県、市町村の重要性が高まった。(e)

1992年法は、プロテチオーネ・シビーレの歴史においても大きな区分として位置付けられていることが確認できるが、その後も、1998年の地方分権への対応、1999年の内務省への移管と市民社会保障庁の誕生、2001年の閣僚評議会議長府内への市民社会保障局の復活、2012年や2018年における国の役割の確認や調整と、変更が続けられている。公共事業省、内務省、国家消防救助局、閣僚

評議会議長府、州政府や地方自治体と関係する行政機関が多岐に渡る防災行政の仕組みづくりや業務の推進の難しさと向き合い工夫を重ねてきた歴史と見ることができよう。日本も同様に、国土交通省、総務省、消防庁、内閣府、都道府県や市区町村自治体と関係する行政機関が多岐に渡ること、中央防災会議が設けられ、その事務局として現在は内閣府防災担当があり、今後防災庁が設置されることなど共通する要素を見出すことができるように思われる。

3. イタリアの近代復興⁽²⁾

1968年1月14日から15日にかけての夜、マグニチュード6.5の激しい地震がシチリア島西部を襲い、ベリーチェ渓谷は壊滅状態となり、ジッペリーナ、ポッジョレアーレ、サラパルータ、モンテヴァーゴは完全に破壊された。被害は甚大で、10万人近くが家を失った。ベリーチェ地震の復興には長い時間がかかり、居住地は被災地から遠く離れた場所に移されたが、その際、地域住民の生活や仕事のニーズの考慮は十分ではなかった（プロテチオーネ・シビーレHPより）。

1968年3月に開かれた閣僚会議で、ジッペリーナ、ポッジョレアーレ、サラパルータ、モンテヴァーゴの完全移転が決定されたが、新しい集落を建設する土地の選択や再建には、対立や障害が多く、1973年までに必要な住宅の10%しか建設されなかった。多くの困難にも関わらず、新市街地は建設されたが、非歴史的な都市形態を採用し、近代化を目指す傾向があった。観光経済が発展したのは沿岸部で、内陸の丘陵地帯で地震が与えた影響は劇的な断絶をもたらした。ベリーチェの破壊された村々は、美しく肥沃な土地に傷跡のように残ることとなった（Guidoboni e Valensise 2011）。

2024年8月、1968年ベリーチェ地震被災地及び移転先住宅地（ジッペリーナ、ポッジョレアーレ、サラパルータ）を視察した。被災地は、シチリア島

北西部の州都パレルモから、南西に90kmあたり位置し、自動車で2時間弱ほどの位置関係にある。ポッジョレアーレとサラパルータは南に4-5km程度の丘陵地に、ジッペリーナは東に10km程度の遠隔地に近代的な住宅地が開発された。

図2に、旧サラパルータと移転先の様子と衛星写真（google map）を掲載した。旧市街は、被害を受けた建物などが撤去されていた。当時の道路や建物の残骸が残る一帯には、慰霊の施設が設けられていたり、震災前の様子がいくつかパネルとして掲示されていたりした。移転先は、丘陵地に計画的に整備された近代的な住宅地であったが、休日のためか閑散としており、災害や移転の歴史を感じさせるものは見当たらなかった。

図3に、旧ジッペリーナと移転先の様子と衛星写真（google map）を掲載した。旧ジッペリーナは、Alberto Burri という戦後のイタリアの前衛美術を牽引した芸術家によるアート作品となっている。破壊され、廃墟と化した旧ジッペリーナは、衛星写真で四角形のコンクリートの塊として視認できる。古代の路地や中世の小道からなる遺跡の一部は、白いセメントによってモニュメント化された。

新しい街、ジッペリーナ・ヌオーヴァは、著名な芸術家や建築家によって設計された。彼らは、市長であったルドヴィコ・コラオ（Ludovico Corrao）によって招集され、街中の野外に芸術作品が設置された。

被災地域をコンクリートで固めるというモニュメントには独特の違和感が漂い、移転先の近代的な住宅地は閑散として人の気配がほとんどなく、管理が行き届かず老朽化した様子であった。

Guidoboni e Valensise (2011) では、1980年イルピニア地震について、壊滅的な被害、各都市への影響、地滑り、貧困と歴史的移住、復興といった項目で記述している。

公式に確認された死者2735人、負傷者約9000



図2 旧サラパルータ（左側）と移転先（右側）の衛生写真と現地写真

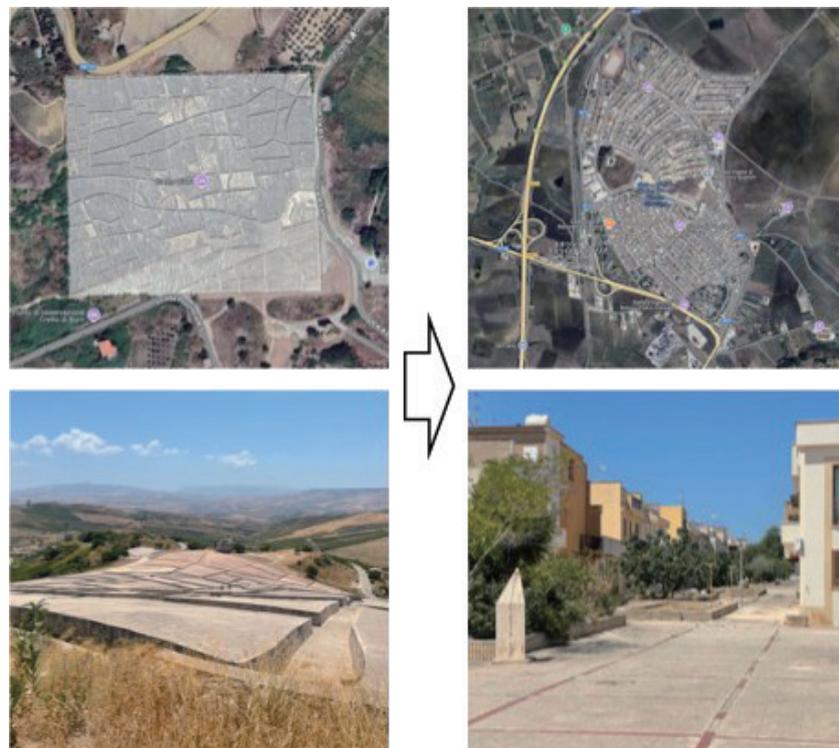


図3 旧ジッベリーナ（左側）と移転先（右側）の衛生写真と現地写真

人、に加えて、家を失った者が約 39 万人にのぼった。家を失った人のために、約 3.2 万棟のキャラバン (11 万人分)、学校やその他の公共施設 (2.7 万人分)、2018 棟の軽量プレハブ等 (1 万人分) が提供され、さらに約 2 万人が接収された沿岸部のホテルへ移され、約 3 万人が地震の影響を受けなかった地方に移住したと報告されている。

伊藤 (2016) では、1980 年イルピニア地震について、「マフィアやカモッラ、ンドラゲタは、1980 年カンパーニャ州やバジリカータ州を襲った大地震の復興事業への介入などを資金源に、拠点の南部を越えて中北部、さらには海外にも進出していた。・・・(中略)・・・本来、組織犯罪を取り締まるはずの既成政治家は、マフィアを政治的に守り、票との交換によって利益を得ていたのだ」と、政治とマフィアの癒着関係を示す事例として記述している。

1990 年時点で、総額 44 兆 2450 億 ITL (イタリア・リラ、1 リラ 0.4 円として換算すると約 18 兆円に相当) の復旧・復興予算が組まれた。復興事業は、わずかな被害しか受けていない多くの地

域にまで拡大された。その拡大は、その地域の経済的・生産的再生のためのプロジェクトとして正当化された。復興は、国から割り当てられた莫大な資金の不始末や、政治家や行政官の汚職、犯罪組織の潜入などを生み、司法当局による多くの調査の対象となった。震災から約 20 年が経過した 2000 年初頭、国から割り当てられた総額は約 57 兆リラに達していたが、カンパーニャ州とバジリカータ州の責任で実施された復興は完了していなかった。

2024 年夏の現地視察で、ポンティチェリ (Ponticelli) の災害公営住宅の様子を眺めた。1980 年イルピニア地震による被災地域の復興と開発に関する法律 (219/81) により割り当てられた資金により、ナポリ市のスカンピアやポンテチェリなどの地区に新たな公営住宅が大量に建設された。ポンティチェリは、ナポリ旧市街から 10km ほどに位置する郊外で、筆者らが訪問したパルコ・コノカル地区には、およそ 30 棟の 7 階建ての鉄筋コンクリート造の集合住宅が立ち並んでいた。ヒアリングした住宅は、1 階部分の商業スペ



図4 ポンティチェリの災害公営住宅の様子

ースとして計画された区画を不法占拠したもので、亀裂が入っている床をカーペットで隠したり、軒先の開口部を布切れで塞いだりするなどされていた。公営住宅は老朽化して管理が不十分で、不法占拠が多くなり治安が悪化している様子であった。

4. 元の場所に、元の姿で⁽³⁾

1976年フリウリ地震からの復興は、ジュゼッペ・ザンベルレッティ (Giuseppe Zamberletti) のリーダーシップのもと進められた。ザンベルレッティは、イタリアの政治家(キリスト教民主党)で、下院議員や上院議員として長く活躍した。“プロテチオーネ・シビーレの創始者”と称され、内務大臣や公共事業大臣、プロテチオーネ・シビーレ担当大臣等を務めた人物である。

D' Angelis (2017) には、「政府は迅速な復興を約束したが、「テントから家へ」というスローガンは、しばらくの間、ただの言葉に過ぎなかった。町全体を再建するには、明確な指揮系統と、国家と地方を動かすリーダーが必要であった。そのため、政府は緊急政令で、ザンベルレッティを特別復興全権委員に任命し、軍隊、消防、警察、ボランティアに対する指揮権限を与えた。地方では、各市町村長が現場指揮を担う体制が整えられた。ここから、すべてが変わり始めた」と書かれ、「復興はその後10~15年にわたって続いたが、フリウリの人々の驚異的な自主性と行動力が発揮され、イタリアにおける地震対策の歴史の中で最も成功した例の一つとなった」と記述されている。それは、「単に壊れた教会を直し、工場の機械を再稼働させただけ」ではなく、「災害を機に、歴史的な町並みを安全に蘇らせ、法令を順守しながら企業を再建し、経済を拡大」した復興であった。「再建は、「元の場所に、元の姿で」という方針のもとに行われ、模範的な事例になったと記されている。

2025年夏にフリウリ地震の被災地で象徴的な復興を実現したベンゾーネを訪問した。Tiere Motusという災害復興博物館が設立されており、膨大な写真や記録を閲覧することができた。まちの南には完全に倒壊した教会が、再建されている。教会

内には、当時の様子がパネルにして掲載されていた(図5左)。瓦礫の中から集めた壁画や石像のかけらを組み合わせて、倒壊前の教会を再現するよう試みられていた(図5中・右)。まちなみも完全に再現されている訳ではないが、残った建物を補修したり、新しい建物も階数やデザインを整えたりするなどして、およそ50年の時を経て、大きな被害を受けた歴史的市街地が見事に再生された様子を見ることができた(図6)。

D' Angelis (2017) には、2012年イタリア北部地震からの復興についても記述がある。政府・州・自治体・市民が連携して、生活再建や生産活動の復旧がスピーディに進められる中、「崩壊した歴史的な中心地区にアイデンティティを取り戻す」、「ニュータウンではなく、失われた広場や地域の場の再生」に力が注がれている。中心地の復興は、「地域社会の魂の再建」と見なされ、店、住まい、市場、記念碑、教会、そして広場をより美しく、より安全に、より機能的で、持続可能かつ省エネな形で取り戻すという「安全・修復・革新」の実験が続けられている。合言葉は、「最後の一石が元の場所に戻るまで、我々は決して安堵しない。——フリウリと同じように」と記されている。

フリウリ地震の被災地からイタリア北部地震の被災地へと移動した。フリウリ地震のような災害復興博物館は設立されていなかったが、各町の図書館には記録集などを見ることができた。被害が大きく、建物が崩れて瓦礫が散乱している写真が残されていたガヴェッツやフィナーレエミーリアでは、広場や教会が倒壊前の建物と同じような高さや外観で再生されている様子を見ることができた(図7)。

5. 市民の状態と復興⁽³⁾

2024年は、1968年ベリーチェ地震と1980年イルピニア地震、2025年は、1976年フリウリ地震と2012年イタリア北部地震後の復興の様子を視察した。災害後新たに郊外に作られた近代的な住宅群が荒廃しつつあるのに対して、「元の場所に、元の姿で」というコンセプトで進められた現地再建



図5 ベンゾーネの教会の被害と再建の様子



図6 ベンゾーネの市街地の様子



図7 2012年イタリア北部地震からの再建の様子
(左: ガヴェッツ、右: フィナーレエミーリア)

には長い人々の生活や地域への思いが持続しており、それがこれからも繋がっていくような感覚を覚えた。

ロバート・パットナムの『哲学する民主主義』は、イタリアの市民社会や地方自治を対象とした実証研究である。パットナムが作成した「制度的パフォーマンス」指数（政策過程、政策決定の内容、政策執行の3つの観点から挙げた12の指標を統合したもの）、「市民共同体」指数（投票や新聞購読、スポーツ・文化団体など4つの指標を統合したもの）は、いずれも、北部で高く、南部で低い傾向が見られている。パットナム(2001)118pに「市民共同体」指数が9区分(最高—平均—最低)で図示されおり、取り上げた4つの地震と比べると興味深い傾向が見られる。1980年イルピニア地震の震源があるカンパニア州は最低区分、1968年ベリーチェ地震の震源があるシチリア州は最低の

次の次の区分となっている。1976年フリウリ地震の震源があるフリウリ=ヴェネツィア・ジュリア州は最高の次の区分、2012年イタリア北部地震の震源があるエミリア・ロマーニャ州は最高区分となっている。

近代復興や腐敗がキーワードとなる1968年ベリーチェ地震、1980年イルピニア地震からの復興は、市民共同体が弱く制度的パフォーマンスが低い地域のものであり、「元の場所に、元の姿で」というコンセプトのもと「安全・修復・革新」が図られた1976年フリウリ地震、2012年イタリア北部地震は、市民共同体が強く制度的パフォーマンスが高い地域のものである。地域における市民的伝統を背景とする市民的共同体の状態は、経済発展や行政パフォーマンスに影響を及ぼすものであり、災害復興のあり方にも影響を及ぼすものであることは当然のことであろう。

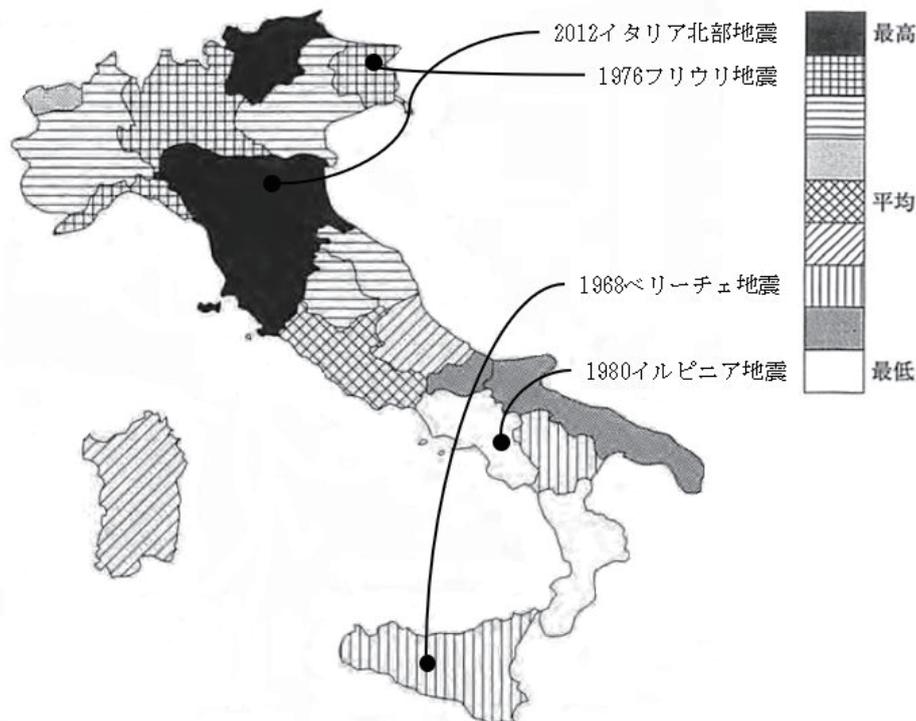


図8 イタリア各州の市民共同体指数（パットナム2001）と4つの地震

6. 補足：災害対応の目的⁽¹⁾

日本の災害対策基本法第1章第1条は次の通りである。

(目的) 第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。(下線は筆者)

「基本理念を定め、」の文言が追記された以外は、昭和36年から変更されていない。我が国の災害対策の目的は、一貫して、国土、人命、財産を守ることである。

イタリアの災害対策の目的は、1970年からおよそ20年ごとに変化してきた。1970年12月8日付法律第996号「災害により被害を受けた住民に対する救助および支援に関する規定」の第1条は次の通りである。

第1条 本法の適用において、「自然災害または大災害」とは、人の生命・身体の安全および財産に対して重大な損害、または重大な損害のおそれを生じさせる状況の発生であって、その性質または規模により、通常の対応を超えた特別な技術的介入をもって対処されなければならないものをいう。(下線は筆者)

日本の災害対策基本法にある国土はなく、人命と財産を守ることが目的と読むことができる。1992年2月24日付法律第225号「国家プロテチオーネ・シビーレ・サービスの設置」では、次の

ように変化した。

第1条第1項 生命の完全性、財産、居住地および環境を、自然災害、大災害ならびにその他の災害事象に起因する損害または損害のおそれから保護することを目的として、国家プロテチオーネ・シビーレ・サービスを設置する。(下線は筆者)

人命、財産に加えて、居住地および環境という言葉が追加されたことは、冒頭のCoduto氏の説明と整合的である。さらに、2018年1月2日付立憲政令第1号「プロテチオーネ・シビーレ法典」でも、若干の変化が見られる。

第1条第1項 国家プロテチオーネ・シビーレ・サービスは、公共の利益に資するものとして定義され、自然起源の災害事象または人間の活動に起因する災害事象によって生じる、もしくは生じるおそれのある被害から、生命、身体の完全性、財産、居住地、動物および環境を保護することを目的とした、能力および活動の総体から構成されるプロテチオーネ・シビーレ機能を行使する制度体系である。(下線は筆者)

人命、財産、居住地および環境に、動物が加えられた。我が国でも避難所におけるペットの問題が話題にのぼることが多く、受け入れに向けた計画や準備が進められている自治体もあるが、イタリアでは、国の災害対策に関する法律の第1条第1項に守るべきものとして「動物」が加えられている。

イタリアの災害対応に関する法律では、1970年にはその目的が人命と財産の保護に限定されていたが、1992年には居住地や環境を守るという理念が新たに加えられた。この変化は、災害復興のあり方も深く関わるものである。我が国においても、災害から守るべきものは何か、あらためて考える余地があるように思われる。

注

- (1)佐藤 (2024a) 8章3節の一部を抜粋し修正や加筆を加えた。
- (2)佐藤 (2024b) の一部を抜粋し修正や加筆を加えた。
- (3)佐藤 (2025) の一部を抜粋し修正や加筆を加えた。

参考文献

- 佐藤慶一 (2024a) 『災害対応と近現代史の交錯』 共立出版
- 佐藤慶一 (2024b) 「イタリアの災害対応に関する現地調査(2024年8月)と資料整理の記録」 専修大学社会科学研究所月報 No. 736, p. 1-19
- プロテチオーネ・シビーレHP <https://servizio-nazionale.protezionecivile.gov.it/en/history/> (最終閲覧2025年1月)
- Emanuela Guidoboni e Gianluca Valensise (2011) 『IL PESO ECONOMICO E SOCIALE DEI DISASTRI SISMICI IN ITALIA NEGLI ULTIMI 150 ANNI 1861-2011』 Bononia University Press
- 伊藤武 (2016) 『イタリア現代史：第二次世界大戦からベルルスコーニ後まで』 中央公論新社
- 佐藤慶一 (2025) 「プロテチオーネ・シビーレ史における災害復興の断片」 専修大学社会科学研究所月報 No. 744, p. 43-48
- Erasmus D' Angelis (2017) 『Italiani Con Gli Stivali: Storia, Imprese, Organizzazione Della Protezione Civile』 Polistampa.
- ロバート・D・パットナム(2001) 『哲学する民主主義』 NTT 出版.